

## ■平成26年度 小城市子ども・子育て会議（第5回）議事録

- 日 時 平成26年7月11日（金）14：00～16：05
- 場 所 三日月保健福祉センター 「ゆめりあ」保健指導室
- 出席委員 14人出席
- 事務局 事務局9人、コンサル3人 計12人
- 会議記録（敬称略）

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議題

#### （1）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

（事務局）

資料22について、新制度に係る基準条例の制定に基づき、保育事業の概要やそれに関する各基準について説明を行う。

12頁の小城市独自の基準項目案は現在協議中、内容に若干の変更の可能性あり。

補足として、資料内の用語等に関して説明。「特定保育、地域保育」「1号2号の認定区分」「基準案の＜従う＞＜参酌＞とは」

#### 《委員の意見》

（A委員）

資料3頁の「預かり保育」は新制度では「一時預かり事業」に移行して継続となっているが、これは単なる名称の変更なのか、現在預かり保育がない幼稚園の子どもも利用できるようになるのか。また、費用はいくらくらいになるのか。

（事務局）

基本的に一時預かり事業が必要ないと考えられるが、現在幼稚園で預かり保育を受けている児童が引き続き同じようなサービスが受けられるように移行する。他の幼稚園でもできるようになるかはその施設の判断となる。費用に関しては国で検討中であり、詳細が決定していない状況である。

その他、A委員から資料7頁「先着順」、9頁の「上乘せ徴収」について質問があったがいずれも質問資料の回答内容で納得との返答。

(B委員)

10頁④にある「外部の評価」について具体的にどういうふうに考えているのか。

(事務局)

保護者や園で評価をしてもらった後に、第三者評価として運営に関係のない方に評価してもらうこととしている。

(C委員)

小学校も同じように保護者による評価をして協議、その後、外部評価として学校評議員、区長やPTAなど学校の職員以外の人から評価をもらっている。

(会長)

C委員から小学校の評価について説明があったが、それに類似したものと考えていいのか？

(事務局)

園のことを全く知らない人が評価することは難しいので、基本的には近隣の方ということになる。

## (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

(事務局)

資料23について、特定地域型保育事業の種類と概要と基準について説明を行う。

家庭的保育事業の職員数に関しては、国の基準に上乗せ基準「国基準に加え職員は2人を下回らない」を設けている。

### 《委員の意見》

(B委員)

資料5頁職員数の表記の中に「国の基準を・・・下回らない」と強調してあるが、A型B型には表記がないがなぜか？

(事務局)

6、7頁の職員数の表記には「各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする」という文言が入っているため。

(D委員)

小規模保育を行うにあたって連携施設の確保と明記してあるが、担当課の協力を得ることはできるのか？

(事務局)

会議前から関係施設には話をしてきている。協力できるところはしていきたい。

(E委員)

代替保育というのはどういうことか？

(事務局)

職員が急な病気等で休む場合に、代わりに入ってもらうこと。これが連携の条件となっており、非常に難しいところでもある。

(D委員)

資料5頁耐火基準等の項目に、耐火や準耐火と書かれていないが（A型B型の耐火基準参照）、小城市では2階以上を保育所とする場合、この点をどう考えているのか？

(事務局)

国の基準は、家庭的保育は自宅を利用した保育を想定していると考え。自宅で保育する事業なので、国の基準としてそこまで求めていない。小城市としてもそこまで求めていないということで書いていない。

(D委員)

2階で預かるという想定はされているか？家庭的保育でよくあるのは、マンションなどの一室での保育。条例をつくる際、そのイメージができていたのでは。

(事務局)

小規模保育と同じ基準で実施することがよいとのことであれば、そのような方向で進めていくことも検討する。

(D委員)

現時点では小城市内で家庭的保育事業を実施しているところはないが、今後を見据えた時にあった方がいいのではということである。

(事務局)

建築基準法の耐火基準はあると思われるので、それプラスアルファをどう考えるかではないか。

(D委員)

保育所の設置基準として、2階以上で保育する場合は耐火あるいは準耐火を満たしている必要がある。その点に関する問題提起である。

(事務局)

家庭的保育、小規模保育、それぞれの事業規模での基準である。規模が違うので国の基準にも入っていないのではないかと。今後必要とされ、国の基準が改正されれば市の条例もそれに見合ったものに変えることになるかと考える。

(会長)

ご意見は参考にさせていただき、ここでは国の基準に従うとする。改正となった場合、その都度検討するというところでどうか。

(F 委員)

小規模保育の従事者が半分以上無資格者というのは、預ける親としては不安である。

(事務局)

実際に小規模保育を行う場合は、研修内容や受講時間等の検討が必要になるが、小城市のみでの開催は難しく、県単位等もっと広域での実施になるのではないか。国基準で従うとなっている。

(B 委員)

基準をそれ以上に設定することはできるのでは？

(F 委員)

2分の1ではなく、3分の2等にしてほしい。小城市で独自に設定することはできないか？

(D 委員)

保育士と保育従事者が国の基準で示されているのは、給付との関係があるからである。基準単価が明記されているので、小城市だけが変わるとなると、他の市町村とのバランスがとれないと思う。

(G 委員)

各保育事業が今後ニーズに合わせて設けられるということだが、小城市でも人口密度の高い地域に設置される可能性が高いのか？

(事務局)

設置については事業者の届け出に応じるということになるので、事業者がどの事業を選ぶかということになる。個人で保育する場合は、届け出の時点で研修を受けてもらい認可する。

### **(3) 小城市子ども・子育て支援事業計画骨子案について**

(事務局)

資料24について、計画策定の流れと事業骨子案について説明を行う。

次回以降会議で素案の検討をしてもらう。3月には計画策定完了。27年4月からスタートとなる。

平成26年度までの「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」の姿勢を引き継ぐ計画である。

11頁2の点検・評価はこの会議の委員によるものを想定。

#### (4) 意見交換（その他質問）

(H委員)

資料22の幼稚園の預かり保育が継続される予定となっているが、何年も続けるのか？経過措置として考えていた方がいいのではないかな？

また、9頁利用者負担の徴収に関する説明がについて具体的なイメージがわからない。

(事務局)

預かり保育に関して、具体的な時期はわからない。

保育料に関して、現在は公立幼稚園、公立私立保育園は小城市が徴収、私立認定こども園は自園で徴収している。保育料の算定など所得により変わるのでわかりにくい、市がチェックするようにする。

(H委員)

「法定代理受領を受けた場合」とは？

(事務局)

保護者の代理として事業者が給付を受領した場合ということである。

(I委員)

資料22の8頁、「子どもの心身の状況の把握」についてもう少し具体的な文章にならないか。園によって対応違いがある。保護者に対してきちんと説明できるように、感染症など小城市として統一した見解を各園に指示してほしい。

(事務局)

感染症などは特に個別の専門的な判断が必要であるため、保護者や医師の協力が必要。多数の子どもに対して同じ取扱いは難しい。

(I委員)

医者によって違いがあるので、小城市で統一してほしい。

(事務局)

感染症などの取扱いについては、小城市幼児教育・保育ネットワーク会議の中で出していきたい。

(G委員)

資料24の11頁、毎年度評価をするのがこの会議の委員とのことであるが、いつまでか？

(事務局)

毎年度ということは毎年ということになると考えている。この計画は5年間なのでその期間。委員は2年任期となっている、継続は可能である。

(J委員)

資料24の5頁、3-⑨病児・病後児保育事業に関して、小城市独自の施設をつくるのはどうか？

(事務局)

小城市でつくるのは難しい。民間の小児科・産婦人科に併設し行われているのが現状。小城市にはないが佐賀市、江北町の施設と委託提携しているので、利用は可能である。

(B委員)

病気のとくに預けるところはあるが、回復時のときに預ける病後児保育がなく若い母親たちが困っている。

(事務局)

病気の子どもたちなので、大人数預かることは困難。病気の際は子ども自身も不安なので、そのようなときこそ母親や父親が看ることができる世の中にしないといけない。

(I委員)

実際に母親が何日も仕事を休むと仕事を続けられなくなってしまう。数人で預けることができる施設が1か所でもあれば助かる。

(事務局)

必要性は十分感じており市でも動いているが、コスト面等でのハードルが高く進まない状況である。

(D委員)

病後児を受け入れる側も実際には経営が苦しい。やりたくてもやれない。必要性を感じているがハードルが高い現実もある。今後の話し合いで検討してけるとよい。

#### 4. その他

(教育長)

回を重ねるごとに今までの積み上げを感じることができる。なぜ子ども・子育て支援事業を実施するのか、その狙いをしっかりと把握することが肝要である。この会議はこれからの小城市をつくる重要な会議である。

#### 5. 閉会